

令和3年度第2回白井市生涯学習推進委員会会議

1. 開催日時 令和4年3月9日（水） 午前10時から正午まで
2. 開催場所 白井市役所東庁舎 3階 会議室302,303
3. 出席者 鈴木委員長、清水副委員長、坂野委員、野澤委員、松岡委員、佐藤委員、
下堂菌委員、高橋（富）委員、吉弘委員、比屋根委員、平川委員、
三浦委員、小川委員
4. 欠席者 高橋（紀）委員、工藤委員、
5. 事務局 寺田生涯学習課長、岩立主査、山中主事
西白井公民館 関口センター長、白井駅前公民館 浅沼センター長、
桜台公民館 大田センター長、学習等供用施設 緑川所長、
青少年女性センター 大野センター長
6. 傍聴人 なし
7. 議題 (1) 令和4年度社会教育関係団体への補助金交付に関する意見徴収に
ついて
(2) 令和4年度公民館事業計画について
(3) 社会教育関係団体及びサークル・団体への支援について
(4) その他

8. 議 事 (事務局)

委員の皆様、本日は、お忙しい中ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

ただいまから令和3年度第2回白井市生涯学習推進委員会会議を開催します

はじめに、会議の成立についてですが、白井市附属機関条例第6条第1項で、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができないと定められております。

本日の出席者は委員15名中、13名の参加となり、過半数を超えておりますので本日の会議が成立することを報告します。

また、白井市審議会等の会議の公開に関する指針の規定に基づき、本会議は公開で開催されることとなりますのでご承知おきください。

それでは、ここからの議事については白井市附属機関条例第6条第1項で「委員長が会議の議長となる」と定められております。

それでは、委員長、議事についてよろしく申し上げます。

(委員長)

皆様、おはようございます。お久しぶりです。本日は、コロナの状況がまだ落ち着きませんので心配がありましたが、このように皆様と顔を合わせてこの会議が開催できますことを、まずは安堵しております。本日は、たくさん議題もございますし、前回、皆様から頂きましたたくさんの御意見やいろいろな思いを、また一つ、今日は形にしていければ

というふうに思っております。

本日は、公民館の事業計画の御報告もごございますので、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、議題（１）令和４年度社会教育関係団体への補助金交付に関する意見徴収につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、議題（１）令和４年度社会教育関係団体への補助金交付に関する意見徴収のほうを説明させていただきます。

こちらのほうは、配付させていただいた別紙１の資料を使って簡単に説明させていただきますので、皆さんもお手元に御準備の上、お聞きください。

こちらの趣旨としましては、社会教育法の第13条に、地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合は、あらかじめ社会教育委員（社会教育委員が置かれていない場合は、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）に意見を聴いて行わなければならないとされております。

今回の社会教育関係団体に対する補助金については、補助の目的や補助事業等を明らかにし、補助の目的をあくまでも団体による社会教育活動の支援にあり、団体を支配したり事業の内容に干渉したりするものではないことを御確認いただくことが目的です。

法令根拠につきましては、既に配付をしている資料にあります記載のとおりになっております。

また、各団体への補助金の支出に当たり、市では補助金交付要綱を定めておりまして、こちらは、３ページ以降に資料として添付をしてあります。

今回、対象の団体は、２ページにあります補助金予算額にゼロ以外の数値が入っている５団体となっております。各団体の主な活動については、右にあります活動状況に記載のあるとおりでございます。

また、１ページには、今年度の補助金の支出を行った団体の令和２年度以降の実績等を参考として添付しております。市では、平成29年度に白井市補助金の在り方の基本方針を策定しており、その中では、原則として補助率は、対象経費の２分の１以内とさせていただいているところではあります。団体の規模や自主財源の状況などにより、団体によって補助率や補助経費が変更となっているところではあります。

なお、補助金の在り方については、財政課が主体となって、おおむね３年に１回の見直しを行っています。

以上で説明を終了いたします。委員の皆様から御意見を頂きたく、よろしくお願いいたします。

（委員長）

事務局、ありがとうございました。

今の意見聴取につきまして、皆様から何か御意見等はございますでしょうか。御質問でも結構です。

(委員)

質問です。予算の流れと補助金の内容についてですが、取りあえず流れのほうについて質問させていただきます。

これは、令和4年度の予算と、議会の審議状況との兼ね合いが一つです。

二つ目は、法律に基づいて意見を徴収するということですが、その意味合いです。この委員会で、この補助金をやめたほうが良いという意見が多く仮にあった場合に、補助金はどうなるのでしょうか。極端な話で申し訳ないのですがその2点です。

(事務局)

委員からの御質問に対して説明させていただきます。

委員御指摘のとおり、本日、今まだ議会の開催中でございますが、これが確実に議決されるかどうかというのは、3月17日が議会最終日となりますので、そちらのほうで議決を得られれば、こちらの補助金が支出されるという形の流れとなっております。

あくまでもこちらは支出する予定という形で、皆様のほうに意見を徴収させていただくという形になります。

2点目ですが、意見を徴収する意味合いということなのですが、市として補助金を交付しているということを適切にまずはしているということを皆さんに御理解していただきたいということ。

あと、例えば、ある団体の補助金については適切ではないのではないかとということで、補助金が支出できなくなるということではなく、補助金をどのように運用しているかというところを皆様のほうに御確認していただきたいということで徴収をするという形の意味合いがございますので、ある団体の補助金について、支出すべきではないということが素直に通るということではないということだけは御理解いただきたいということです。

ただ、そういった御意見があったということは、もちろん各団体や担当部署のほうには、周知・意見等はするという形は取らせていただければと思います。

以上です。

(委員長)

委員、お願いします。

(委員)

2点ございまして、1点が、令和2年の各団体の実績が、予算に対して、スポーツ少年団を除いて大変少ないのです。少ないのは別にいいことなのかもしれませんが、令和3年も、ほぼ2年度の予算と同額なのかがよく分からないというのが一つ。3年度は、まだ締まっていないので多分分からないのかもしれませんが。

さらに、令和4年もそんな踏襲額。こちら辺の各団体とのやり取りみたいなものは、当

然随時行われていると思うのですけれども、3年度全部一緒というのはどうも理解できないというのが1点。

それと、4番の文化団体協議会補助金の令和2年度の請求額が82万6,000円に対して、市の予算が110万円割り振られているのです。ほかの団体は、請求額に対してほぼ満額という回答なのですが、これは、何でここだけなのかという2点。組み立て方がよく分からないので。

(事務局)

ありがとうございます。

まず、1点目の毎年同じ予算で、例えば先ほど言いましたスポーツ少年団が33万円、33万円、33万円で市の予算額が出ているというところなのですけれども、皆様のお手元にございます補助金交付要綱を御覧いただきたいのですが。スポーツ少年団のほうは7ページを御覧ください。

下のほうにある、白井市スポーツ少年団補助金交付要綱、6番のところです。補助額(率)別紙に定める額とし、33万円を限度とするという形になっております。

補助金につきましては、基本的に市でまず予算を満額で予算要求をするという形で取らせていただいておりますので、例えば、事前に33万円要らないということであれば、33万円の予算は計上しないのですが、基本的にまだ年度が始まっていないものですから、取りあえず、33万円全額、予算を要求しておくという形で今のところは進んでおります。

それに対して、令和3年度で御説明させていただきますけれども、市で33万円の予算を確保しました。団体から、令和3年度の活動に当たって予算を組むに当たりまして、組んだ中で、市に33万円の予算を請求したいという形で団体から予算の請求がまず上がってきます。

それが適切な支出をしていただけるかどうかということをして市で審査をいたしまして、33万円満額で、請求額をそのまま出しても大丈夫ですねということで、一旦概算というかたちで一時的に出すという形になります。

1年間運営していただいて、市の補助金のかかる分というのが先ほどの7ページの右側にあるのですけれども、例えば春季交流大会は、報償費に対して、補助率2分の1は市のほうから出しますという基準がございますので、その基準に合わせて、報償額が例えば15万円かかりました、そのうちの7万5,000円は市から補助しますという形で、いろいろな対象経費というものを見ていった中で、33万円を超えてしまった場合は、団体が自分たちで持ち出しになりますけれども、33万円以下になった場合は清算をしていただくという形になっています。

また、文化団体協議会では、市の予算額としましては、先ほどの補助金交付要綱で110万円を限度とするという形になっているので、取りあえず6ページの文化団体協議会の補助金要綱に、補助額については、110万円を限度とするという形になっておりますので、

まず市は、補助金を110万円確保する形を取らせていただきます。

その中で、文化団体協議会から、令和2年度で御説明させていただきますけれども、令和2年度は事業を組み立てていった中で、市の補助金、交付要綱に基づいて係る経費については、おそらくこのくらいであろうという予算が立ちますので、その予算に応じて請求が出てくるといふ形になります。

今回は、82万6,000円の補助金を交付していただけないかということで事前に請求が来てますので、それに対して審査をして、実際、大丈夫ですねということで82万6,000円を請求額という形で出します。

1年間運営していただいて、令和2年度につきましてはコロナがありましたので、82万6,000円を中、自己財源も多々あるとは思いますが、市の補助金に対しては14万2,360円しか使わなかったということでの報告が上がってきて、差額分の82万6,000円引く14万2,360円分は返金していただくという流れを取っています。そういう形になります。

(委員)

冒頭で、3年に1回見直すというお話だったのですが、毎年はやらないということですかね。

(事務局)

そうですね。3年に1回という形で見直しになっています。

(委員)

分かりました。

(委員長)

委員、お願いいたします。

(委員)

今の3年に1回の見直しと関係するかもしれないのですが、各要綱のところで、補助金の周期が平成35年3月31日となっているのですが、これは今年の3月ではないですか。この文言と来年度の予算の形がどう関係するのかなというのが。

(事務局)

3ページを御覧いただきたいのですが、白井市小中学校PTA連絡協議会の補助金交付要綱になっています。補助金の見直しは、本来であれば今年度行う予定だったのですが、コロナの関係等がございまして、今年度は見直しをしておりません。

ここのところの周期が、平成35年ですので、平成時代につくったので、こうなっているのですが、令和5年の3月31日までの要綱となっておりますので、来年度見直しが入る予定になっています。

補助金の見直しにつきましては、ここの生涯学習推進委員会が所管しています団体だけではなく、市全体の補助金の支出をしている対象団体がかなりございますので、そこを合わせて一括で見直しを行いますので、それに合わせてやっていくという形になります。

以上です。

(委員長)

ほかはよろしいでしょうか。

委員、お願いいたします。

(委員)

P連の令和4年度予算額がゼロ円ということで、その理由として、繰越金が見込まれるためとなっているのですが、P連は毎年、清算とかはしないのでしょうか。

(事務局)

白井市小中学校PTA連絡協議会ですが、市の補助金だけではなく、会員からも自己財源という形でいろいろと会費を頂いております。基本的には繰越金が多くあるところについては、補助金というのは支出を見送るという形に市はなっております。

あと、市P連につきましては、コロナの影響で2年、3年と活動ができずに、自己財源が大分繰り越されるということでお話を伺っておりますので、市P連に来年度の繰越金をお尋ねしたところ、市の補助金がなくても自己財源でできるということでありましたので、今回は市からの予算は確保していないという状況になっています。

以上です。

(委員長)

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

委員。

(委員)

補助金について、若干疑問がりましたがお話を聞いて、理解できた部分がありました。

一つは、補助金の名前や対象となる団体は、固定されるのかと思いましたが、3年ごとに見直しますというお話で理解できました。

二つ目は、予算枠は大体600万円ですけれども、これも見直しによるということで理解できました。

三つ目が、補助率の基本が10分の5は分かりましたけれども、立春式とスポーツ推進が10分の10になっています。これは重点事業とかで率が良いのでしょうか。

最後ですけれども、補助金等を決める際に利害関係の話がよく出てきます。いろいろな団体があり、この委員会の中にもメンバーがいらっしゃるようなので、そのところはどうか整理されているのかと思いましたが、ここで決める話ではないということでしたので、それは理解できました。

以上です。

(事務局)

ありがとうございます。五つのうち四つは、私の拙い説明で少し御理解いただいたということで。補助率10分の10のところだけ御説明させていただきます。

基本的には、事務局から御説明があったとおり、2分の1が大前提になります。

ただ、例えば青少年相談員、スポーツ推進委員につきましては、基本的に自己財源がない団体になります。あとは立春式です。

市P連は先ほど言いましたとおり、会員の会費という形で団体の運営を賄えるところがございますが、青少年相談員というのは、県知事からの委嘱を受けて行っている、相談員といいながらも、子供たちと楽しく遊ぶというような団体になっていまして、特に会費等を設けている団体ではない状況になります。

そうなりますと、何かイベントをやったときに、全部自己財源ではできないというところがございますので、そういった自己財源がないような団体につきましては、市が10分の10でやっているといった形で取らせていただいております。

ただ、青少年相談員ですと、イベント等をやる場合は一部財源を取ったりして、全てを補助金から支出しないような工夫とかもされていますので、必ずしも10分の10の団体が自己財源を取っていないというわけではなく、そういった努力もされているという形になります。

以上です。

(委員長)

ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。

たくさん質問を頂きまして、事務局からも細かく説明をいただきましてありがとうございます。各委員から質問や御意見が出ましたものに関しましては、団体へ周知した上で補助金の交付を事務局として適切に行うようお願いいたします。

それでは次に、議題(2)に移らせていただきます。令和4年度公民館事業計画について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、令和4年度公民館事業計画について説明をさせていただきます。令和4年度公民館事業計画については、ここでは事前に送付させていただきました別紙の2、令和4年度白井市内公民館等事業計画を使用いたします。

市内の公民館及び公民館等類似施設で行う来年度の事業計画について書かれております。

初めに、白井市の公民館及び公民館等類似施設は、全て指定管理者制度というものを導入しておりまして、民間の事業者が管理・運営を含め、公民館事業を実施しております。

本日は、各公民館及び公民館類似施設を管理・運営しております指定管理者にも出席をしていただいておりますので、この後、事業の説明をしていただきます。

また、市では現在、第5次総合計画において、市が目指す将来像というものを「ときめきとみどりあふれる快活都市」と定めさせていただき、その将来像の実現に向けて、市としても様々な事業に取り組んでいるところです。

各公民館等においても、市の目指すものを実現するために、公民館機能を生かした事業計画というものを事務局からお願いさせていただいております。

また、コロナ禍の中、公民館の活動も大きく制限されながらも、実施できることを模索しながら行ってきております。今年度も、各公民館の地域性を生かした特色のある講座や事業も開催しておりますが、来年度の計画についても同様に、特色のあるものが多くあります。

これから、各館の説明に移らせていただきますが、質問等については、全ての館からの事業計画の説明終了後に行いますので、ご承知おきください。

それでは、西白井公民館からよろしく願いいたします。

(西白井公民館)

では、西白井公民館の令和4年度事業計画について御説明させていただきます。

西白井公民館では、市の目指す第5次総合計画を踏まえまして、さらに地域の課題としまして、高齢化や先ほども言われたとおり、新型コロナウイルス対策により市民活動が停滞している状態であります。

それから、核家族化が進み、少人数で子育てをする家庭が増加していることや、西白井地域は住宅地になっておりますので、緑・自然の魅力が認識しにくく、保全美化活動が進んでいないなどの地域の課題を踏まえまして、計画を立てさせていただきました。

運営方針としましては、新型コロナウイルス対策によって停滞した活動に活気を取り戻すことや、コミュニティを再生していくことを目指しております。具体的にどのような事業を開催していくのかを幾つか御紹介させていただきたいと思っております。

まず、家庭教育の「おやこ広場」ですが、今年度は、工作を行う講座として開催していたのですが、令和4年度は、コロナ以前の事業をある程度再開させまして、ハロウィンパーティーやクリスマスパーティーといった子育て中の方々が集まって仲間づくりが行えるような講座も再開していく予定であります。

青少年教育の「親子で！科学体験教室」ですが、こちら、今年度は回数が少なく、学校の長期休みの際に開催していたのですが、こちらもコロナ禍以前のペースに戻しまして、年6回の開催としております。

全ての講座においてですが、コロナ対策を取りながら再開が可能だろうということになりましたので、こういった計画を立てております。

それから、成人教育の「白井ネクスト5・10」ですが、こちらは白井の5年後、10年後について考えていこうという講座で、今年度は市内の散策や解説を行ったのですが、4年度も、ちょっと場所を変えるかと思うのですが、散策の事業や、近年は行っていなかった防災に関する講座もこちらに盛り込んで開催していこうと考えております。

また、「認知症予防講座」につきましては、コロナ禍になってから調理に関する講座が行えなくなってしまったのですが、市の健康課の方と相談しまして、調理は行わないけれ

ども、健康に役立つ料理についての解説の講座などが行えそうだということになりました。調理系の講座はとても要望があるものでしたから、実際に調理は行えなくても、そういった形で再開していきたいと考えております。

全体の生涯学習の成果発表に当たる「西白井複合センターまつり」は、計画して実行する予定ではあるのですが、例年コロナ禍で実施が難しいこともあり、実際にどのような着地をするかは、まだ分からない状態です。

ただ、今年度も活動団体の皆さんから動画を募集して、ロビーで上映するなどの計画をしておりましたので、もし実地で皆さんに集まって発表をしていただくことができなくても、何らかの発表の機会は設けていきたいと考えております。

それから「ともしびの夕べ in 白井」ですが、こちらは東日本大震災の追悼と地域活性化を目指して行われているイベントです。コロナ禍以前は、3月に東日本大震災の発生時期と合わせて行われていたのですが、例年3月がコロナ禍のため、感染拡大の時期に当たり、開催が思うようにできない事態が続いておりました。

ですので、令和4年度は、市民文化祭の関連イベントである11月に開催される「あかりアートフェスタ」さんのほうから御相談をいただきまして、こちらのイベントの中に参加できる計画が立ちましたので、11月に文化会館で行われるイベントをそのメインイベントとして進めていけるように、令和4年度は計画しております。

全体的に、コロナ禍を警戒しまして、密にならない、外に出て行くようなイベントを多めに計画しております。ちょっとずつですが、市民活動を盛り立てていけるよう活動をしていくつもりです。西白井公民館からは以上になります。

(事務局)

ありがとうございます。

続きまして、白井駅前公民館、よろしく申し上げます。

(白井駅前公民館)

駅前です。よろしくお願いいたします。

駅前公民館におきましては、第5次総合計画を踏まえた中で、現場の職員と利用者さんとの関わりの中で、どんな課題があるのかということで話合いをしました。

その中で、比較的高齢者の方の利用が多い館ではあるのですが、話をしている中で、課題(1)にあるように、若い方から高齢者までが、コロナも相まって社会的に孤立しているのではないかと。家から出なくなってしまうとか、そういう方が非常に増えている。

公民館の企画しているイベントが中止になって残念だという意見も多く頂き、一方で、コロナの中でできる範囲でいろいろな事業を今年度も行っておりますが、そういった開催をすると、たちまちに申込みでいっぱいになってしまうというような形で、何らかの孤立みたいなのが進んでいるのではないかとということです。

そういう中で、駅前の方針として、子供から高齢者、若い方から障害者まで、多様な世

代がそこに集って、学んだり交流したりできる場にしたいという思いで、令和4年度の事業のほうを考えてみました。

資料にもありますが、細かい事業はありますが、時間があれないので割愛させていただいて、幾つか内容のほうを説明させていただきたいと思います。

3番の事業の中の成人教育という欄がございまして、そこにある幾つかを説明させていただければと思います。

まず、「バンドチャレンジ」という講座というか、イベントというか、こういったものを駅前で行っております。これは、白井のイルミネーションのイベントの寄附を集めるといふもともとの意図はございましたが、駅前においては、白井の駅前商店会や地元の人たちと、バンドという形で、あとは、年に1回の「輪音」という駅前センターの大きなイベントを通じて、チャリティー活動にとどまらず、演奏もそうですし、チャリティーをどうやっていくかということも含めまして、地域でどんなことができるのかということを考える場所、機会、そういった大きなイベントとして取り組んでおります。これはもう5年目になっております。

あとは、上から三つ目の「スマイルライフ講座」ですが、高齢者の認知症の対策として4年度から進めようというふうに計画しております。これは認知症にならないために、駅前公民館に来ていただき、そこでいろいろなクイズをやったり、交流をしていただいたり、そういう講座ではあります。

ただ、この講座はここで終わるわけではなく、集まっていたいただいた方々に自分たちで団体をつくっていただき、自らその活動を地域にどんどん広げていくような活動です。ただ単に講座で終わるのではなく、それをさらに広げていくような活動です。駅前としても、そこに支援をしていくということを取り組んでいきたいというふうな内容のものになっております。

上から四つ目の「ハッピートラベル（SDGs）」とございますが、我々は委託の会社でございまして、全国に展開している事業体であります。その中で、日本各地の地方でいろいろな取組をやっているのを現地で見たり聞いたりしております。

そこで、この白井で生かせることが何かあるのではないかとということで、今はウェブを駆使しまして、現地につないで、参加された方は旅行気分に参加していただくのですが、内容は、そこにどんな取組をしてきたのか。実際に愛媛の無茶々園というところもあるのですが、今年、厚労省から表彰された地域でもあるのですが、そういったところと結んで、どういう取組をしているのか。

または、現地と直接話していただいて、こんなことがあったという体験談を実際に来た人と会話していただいたりとか、そういうことをしていただいて、この白井で何か生かせることはないのか、白井で何ができるのかと考える機会を持つようなイベントを開催したいというふうに計画しております。

最後の一番下のところに「システム勉強会」というのがございます。これは、実は予約システムというのは、決して高齢者の方にとっては簡単なシステムではないのです。実際に聞いた話では、ある団体で特定の方がずっと予約を取っていて、その方が何らかの理由でその団体から抜けたりいなくなったりした場合、予約は誰もできないから、団体をやめたというのも結構多いということです。

そうならないように、今登録している団体に向けて、システムをこうやってやる、スマホからもこうやってできるということを団体の支援という形でやっていきたいというふうな形で、今年度は新しい事業として予定しております。

全体としまして、ただ単に一つの事業、利用者さんを集めて、そこで何かをやるということではなく、そこでさらに一歩先を見据えた事業としてやっていければというふうに考えて取り組んでおります。

以上です。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、桜台公民館、よろしく申し上げます。

(桜台公民館)

桜台公民館です。いつも御協力ありがとうございます。

桜台では、4年度は少人数で数をこなそうということを目指しております。コロナで同じ部屋にたくさんの人数を入れられないということもありまして、できるだけ数を多くして、少人数でということで行っております。

シニアスマホ講座やZ o o m講座などのデジタル系の講座を年間を通して多く行うように企画しております。これはできるだけ顔を合わさずとも、大きな声を出さずとも、画面上で人を見ながらコミュニケーションは取れるということをシニアの方にも学んでいただきたいと思って企画しております。

これは、コロナが始まってからずっと行っていたのですが、数をこなすというのは今年度から始めまして、年間を通して来年度もやりたいと考えております。

「子育てサロン」のほうは、来年度は託児を復活させまして、少人数で託児をしながら保護者の方にリフレッシュしていただくのと同時に、将来を見据えた知識を学んでいただきたい場にしたいと考えております。

それとは別に、0歳児の「いちご組」では、同年代の子供たちとその保護者が交流を持つ場として、現在の悩みとか困りごとを解消していただく場として設けております。

青少年に関しましては、いつもやっていました合宿がまだ難しいということで、青少年相談員さんと一緒にウォークの部分だけをやっていこうと考えております。今年度もぎりぎりまで計画していたのですが、まん延防止が延長されたことによって、中止せざるを得なくなりました。

来年度は、もう少し規模は小さくてもいいのですが、その合間を縫ってどうにか開催したいと話合いをしているところでございます。

あと、「もっとほっとルーム」の開催なのですが、児童館の時間を延長しまして、中学生から18歳未満のお子さんたちを迎え入れる場なのですが、今までは、毎週金曜日に学習指導者を設けてという形を取っていたのですが、今年度、終わりごろからちよつとずつ形を変えまして、来年度は1週目に学習支援者を置きます。2週目は、お話、困ったこととか、ちよつとおばちゃんが聞くよみたいなことで、児童厚生員がその場にいます。3週目は、コロナであまり外で遊べなかった子たちのために、レクホールを予約しまして、そこで少し体が動かせればと考えています。4週目は、「ハートの会」という不登校のお子さんを持つ保護者の方を支援する市内の活動団体なのですが、その方たちに協力しまして、実際、学校に行けなかった子供たちが大きくなって、後輩となる学校に行けない今の子供たちの面倒を見てあげると言ってくれたので、そういう人たちに来ていただいて、もしかしたら一歩外に出られるかもしれない、学校に行けない子供たちを迎えるという、そういう形を取っていきたいと考えています。

コミュニケーションの場となるティーサロンは、来年度も見送る予定でございます。

一番最後にある団体育成の桜台地域サポーターなのですが、これを講座に入れるかどうか最後まで悩んだところではあるのですが。この桜台地域サポーターというのは、地域の方々が何かできないかとか、楽しいことをやりたいとか、地域をもっと知りたいとか、何か地域のためにできないかという人たちの集まりなので、できればこれをもっと盛り上げていきたいと考えています。

今日も、社会福祉協議会さんのほうから御連絡を頂いたりして、地域で何かをしたいという人たちともっと横でつながっていききたいというお話も頂いているので、こういう方々をコーディネーターとして、いろいろな人とつながって横のつながりを持てる桜台でありたいと来年度は考えています。

以上です。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、学習等供用施設、よろしく申し上げます。

(学習等供用施設)

学習等供用施設です。よろしく申し上げます。

では、この学習等共用施設がある富士地区の課題としましては、近年の宅地開発等により若い世代の住民が増えている状況ではありますが、都市部へ働きに出て、昼間は地域にいない共働き世帯が増えており、平日昼間の地域コミュニティ活動への参加が難しい、また地域コミュニティへの参加意識が低い方が増えております。

一方、長い間住んでいて、地域コミュニティ活動に参加している方々は徐々に高齢化し、

次世代の担い手がなかなか見つからず、地域コミュニティ活動の維持が難しくなっている状況と捉えております。

学習等共用施設の運営方針としましては、各種講座への参加を通して、参加者同士の交流から地域コミュニティ活動への参加と、地域連携の輪が大きく広がるよう、地域住民のニーズに応じた学習や健康増進、趣味などの講座を開催するとともに、気軽に集える交流の場を提供し、地域連携の輪を育成・支援していくこととしております。

令和4年度では、11ページ下段にあります3.学習等共用施設講座等実施計画書に記載の講座を予定しております。

内容をかいつまんで説明しますと、まず家庭教育では、喫茶「みるく」。これは地区社協との共催で、育児を終えた母親というか、60歳代とかの育児がある程度できる方々をボランティアに迎え、これから育児を始める方たちとの交流を通して、子供との触れ合いの仕方とか遊び方とか、そういったことを遊びながら教えていく講座でございます。

また、青少年教育では、通学合宿として、青少年相談員との共催という形でやっていますが、近隣の第三小学校の高学年児童を対象に、毎年20名ほど募集しまして、富士センターに宿泊をして、共同生活を学ぶ形で講座を開催しております。

青少年教育では、各種講座で趣味の講座等を開催している状況でございます。団体育成では、今年は世代間交流としまして、室内では大勢が集まるのが難しいということで、外でグランドゴルフを今年は計画しております。

また、富士センター音楽祭、クリスマスフェスタ等、不特定多数が集まる講座も一応予定しておりますが、これについては、コロナの感染状況を見て、ほかへ振り替える等も、現在は何をするかということで検討している状況ではございます。なるべくなら、こういった人と人との触れ合いができる講座や事業を多く行いたいということで、まだ残している状況ではございます。

また、講座以外にも「ふじっこダイニング」や「シニア食堂」といった、食事をしながらお互いに触れ合う事業を展開しておりましたが、これについては、現在中止しております。これに代わるものとして、生活困窮者への食料品の配布ができないかということで、現在は、振替を検討中でございます。

コロナの感染が続いており、講座等の実施については苦勞しておりますが、感染拡大防止に努めながら、開催可能な講座を複数回に分け実施するなど、工夫しながら実施していきたいと思っております。

以上です。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、青少年女性センター、よろしく申し上げます。

(青少年女性センター)

青少年女性センターです。よろしく願いいたします。私どもの青少年女性センターは、男女共同参画の推進を視点とした事業展開を市全域を対象として行っております。

また、青少年女性センターのほうは、老人福祉センターと障害者の就労支援事業所の三課一体の施設となっております。子供から高齢者、障害者の方々が気軽に参加、交流できるような取組を実施していきたいと考えております。

家庭教育の講座の目標といたしましては、子育て支援を目的とした講座といたしまして、子育て中の母親を主に中心とした、子供に関わるお金の扱い方や、お母さんが元気に健康でいられるようなアンチエイジング法と美容の部分も含めて、参加の促進を図っております。コロナ禍の限られた中ですので、通常よりは少ない人数の中で行っているのですけれども、他のセンター同様に、回数を増やしながら工夫して行ってまいりたいと思っております。

また、男女共同の視点でございますので、親子の体験というものを注視いたしまして、なかなか平日は一緒にいられない時間というのが、特にお父様のほうは多いかと思っておりますので、土曜日を開催日程といたしまして、書写講座とかヨガ教室、今年度は自衛隊の方に来ていただいて、自衛隊の仕事の紹介と防災講座というものを行いました。

また、今はテレビ等でも人気のある初めてのキャンプ講座とか、ゴルフ体験、このようなもので、講座ごとにアンケートを実施させていただいておりますので、その中で希望のあるニーズの高いような講座を取り組みまして、ただ講座を行うだけではなく、その中で男女共同の視点の話を織り込みながら、意識の啓発をさせていただいております。

また、青少年教育の位置づけといたしましては、なかなか学校等で体験できないような体験というところを意識しています。小学生向けであれば、ノートパソコンを分解するような作業を、業者の方をお願いしまして体験をしたり、親子バイオ実験教室ということで、専門の方に来ていただいて、紙の顕微鏡等で細胞を観察したり、体験をいただいております。

また、うちの老人センター等でも、サークルの方が活発に活動いただいておりますので、その方に講師になっていただいて、プログラミングの教室や親子での陶芸の参加というものも、今後計画の中で実施をしていきたいと考えております。

また、成人教育のほうでは、今はコロナ禍で在宅にいて、外でのコミュニケーションの機会というのが大変減っているというところがありますので、ストレスを家で抱え込み過ぎているのではないかとということで、ストレスを発散する工夫とか場づくりというところに注視しまして、ストレスと上手に向き合い方とか、免疫力を高めるようなストレッチ、アロマセラピー等を行いまして、「ストレスフリーライフ講座」を行っております。

「女性のための起業講座」というのを毎年行っているのですが、今はコロナ禍の中で実施がしづらいというところがありますので、マルシェ等の参加を今までいただいていた

方が、今抱えている悩み、課題等を共有できるような場として、起業講座のアフターフォローとして実施してまいりたいと思います。

また、赤ちゃんを抱えているお母さんも、相談をする場が少なくなっていますので、赤ちゃんの安眠講座等にお父さん、お母さんに参加いただいて、少しでもストレス、課題が解決できるような講座を実施してまいります。

また、男女共同の視点からの防災講座というものを行いまして、女性の視点に立った講座というものも行ってまいります。

在宅ワーク等も含めてなのですが、定年後の方の夫婦間での話し方というところのストレスというものも、アンケート等でもありましたので、今年度は「パートナーに伝わる話し方講座」ということで実施をいたしまして、大変好評でございましたので、次年度も定年後の家庭生活講座というものを引き続き実施してまいりたいと思います。

最後に、団体育成ということで、こちらの「こころのCafé」というのがございますが、うちでは、障害者の事業所等も運営しておりますので、福祉就労で就いても、その後、帰ってからの自分の気持ちや置き場というのが、引きこもりがちになっていて悩みを話せる場がないというところがあります。

この「こころのCafé」では、そういった地域や他者とのコミュニケーションが難しい方に来ていただいて、日ごろのストレスを発散してもらおう場として、「こころのCafé」を行ってまいりたいと思います。

コロナの中で、withコロナとして、どう事業を展開していくかというのを引き続き努力してまいりたいと思います。

以上となります。

(事務局)

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたとおり、地域の現状や課題を捉え、総合計画の将来像を目指すための事業計画を各センターに作成していただいております。

委員の皆様のお意見を頂きながら、各館とも来年度より良い事業運営をしていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、来年度の各公民館及び類似施設の事業説明を終了いたします。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御意見や御感想、御質問等がございましたらお願いいたします。

委員、お願いいたします。

(委員)

各事業でそれぞれ講座を開かれていると思いますけれども、これだけやっているのは僕も知らなかったところがあるのですが、それぞれ講師とか講座を企画するときの決め

ていく手順みたいなものは何かあるのですか。

特に講師の方を探すのは大変かと思っていたのですが、そこら辺はどうやられているのかというところだけ。

(事務局)

では、各センターから、どのように講座の講師を決めているなど、詳細をお話させていただければと思います。

では、西白井公民館のほうから、何かございましたらお願いします。

(西白井公民館)

確かに講師の先生を探すのは大変なのですが、例えば市のほうで公開されている行政講座に近いテーマで何かできないかという、市のほうが公開されているものを活用することもあります。

あとは、センターのほうにいらっしゃる利用者さんの中から、このような講座に取り組んでみたいという積極的な御相談をいただくこともありまして、その御意見が館の目指すところと合っていたら、次年度にこういう講座をやってみようかと、そういうつながりを持つこともあります。

今は、まちづくりサポートセンターができてからは、そちらのほうの団体さんからも何か講師の先生がいらないかと探すこともできるようになりましたので、そういったところを総合して、講師の先生を探している状況です。

(白井駅前公民館)

駅前センターにおいても、今は複合センターのほうと大体同じような内容ですが、それにつけ加えるとすれば、弊社の法人のほうで全国展開でいろいろありますので、これをやりたいということで打診すれば、こんな講師がいるということで大体いろいろな講師が見つかるということがありますので、自分の法人から探してくるというのは一つの流れではあります。

(桜台公民館)

桜台のほうは、利用団体さんの講師の方をお願いしたり、先ほどおっしゃったように、利用者さんの中でこんなものを作っているのよと見せてこられる方に、今度こういうことをしていただけませんかというのがあります。

あとは、市のほうから出していらっしゃる「行政なるほど講座」の中から発掘することもあります。でも、ほとんどは職員の口コミといたしますか、あちこちに行ったときに名刺を交換してわたりをつけて、今度していただけませんかとか。あとは、ネットでもすごく探します。企業さんの出前講座を探したりもしております。

以上でございます。

(学習等供用施設)

今までの話で大体出てしまったのですが、公民館としても歴史がありますし、過去の講

師のデータも持っていますので、そこからチョイスすることがあります。

あとは、利用者の方が「あそこの講座はよかったよ、あの講座をうちのほうでもやってくれない」という話もありますので、ほかの公民館から紹介を受けて、講座を企画してやっています。

(青少年女性センター)

青少年女性センターは男女共同の視点があるので、どうしても専門的なところがあるということで、国や県の女性会館協議会等の資料等を頂いて、常にアンテナを張り巡らせて何かチョイスできるようなものは、すぐに問合せをするという形です。

うちのセンターは、積極的に先駆的なよそではやっていない講座を取り入れようというところであるのですが、規模が小さいだけに、講師料を言うと、びっくりされて断られることも多いのですが、何とかうちの趣旨をお伝えして来ていただくような形で努力をしておるところです。

以上です。

(事務局)

事務局から、もう少し補足をさせていただくのですが、市内の各センターの事業の共有というのは、月に1回のセンター長の集まりであったり、担当者の集まりであったりというところで事業の共有をさせていただいております。

加えて、印旛地区の公民館連絡協議会というものがあまして、印旛の管内にある公民館とかセンターを対象としているところです。そちらで行う研修等でも県内でやっている事業の事例紹介であったり、今年度の研修であれば、Z o o mを使った公民館の講座で、県内でうまくいったものを紹介したり、県の職員の方が事例を集めてくださって、提供してくださるところを参考にしていると思います。

以上です。

(委員長)

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

私から少しお伺いしたいのですが、多分皆様は、いろいろな情報を一生懸命駆使しながら、タイトルもすごく魅力的なキャッチーな感じで、市民に届くようなものを作っていて、私自身も参加したいと思えるようなものも多いです。もっと外にも発信していけたらいいのではないかと思うようなものがたくさんありました。すごく楽しみです。

ただ、昨年度がコロナで本当にできないような状況だったと思うのですが、皆様からすると、今年度も苦しい中での開催だと思えました。地域住民の方たちから何か要望といいますか、こういう点が必要だとか、こういう点があつてよかったとか、もっと開催してほしいとか、何か要望とかそういうものは、出ているものはありますか。

ちょっとずつ人数は集まるようになってきたのでしょうか。実際、昨年度と比べたらいかがでしょうか。

(西白井公民館)

昨年度と比べますと、講座には人が来てくださるようになりました。計画しても、コロナを警戒されて来られないという事態が、コロナ禍になった初めの頃はあったのですが、参加してくださる皆さんも、ある程度は自分たちの中で、この講座はこういった対策がされていれば大丈夫かなという意識は共有できてきています。

こちらもそれに合わせて開催内容の変更もしてきていますし、そういった中で参加はしていただける傾向になってきているとは思いますが。

(白井駅前公民館)

要望ということもあるにはありますが、良くなったり悪くなったりが度重なる中で、大分コロナに対する諦めというか、もうしょうがないというところが強くなってきているような気がします。

もちろん、先ほどあったように、人数が限られている等ではありますが、講座を募集すれば、応募ですぐに埋まってしまうような状況にはなっております。ただ、今回のまん防もそうなのですが、しょうがないね、駄目だねという感じが逆に強くなってきているという気はしております。

(学習等供用施設)

富士センターでは、9月過ぎ頃からだんだん人が増えて、講座等の参加者が増えてきました。ただ、定員の制限で2分の1になってしまっていて、各種講座の募集人員が、うちの場合は大体10名ということで、すぐに埋まってしまうので、その辺の不満がちょっとあるような気がします。

当日で埋まってしまうような講座が結構あったものですから、何でもう駄目なのというようなクレームは結構ありました。ですから、来年度は小規模の講座を何回かということで増やしてはいるのですが、それでも埋まってしまうのかなという感じはします。

住民の皆さんも、もう閉じこもりに飽きてきたのか、何かあれば出てくるような雰囲気は感じています。

以上です。

(青少年女性センター)

我々の講座というのは、小中学校さんのほうを通してチラシを配っていただくことが多いのですが、例年ですと、チラシを配ってから、ある程度経ってからの申し込みが多かったのです。なかなか外出する機会が少ないのかなと思いますのは、チラシを配布すると、すぐに問合せが来るような形が、今年は顕著に表れました。何か参加をさせたいという親の気持ちというのは、ものすごい強いものがあるのかなというのは感じておりました。

コロナ禍の中で人数を制限している中でありまして、10組とか15組の方を対象としているのですが、申し込みが100件を超えると、少なくとも倍の方は来るような形で申し込みが多いことから、やはりこういう機会の場というのは、すごく望まれているのかなとい

うふうに考えております。

(事務局)

事務局から一つあります。今は各センターのほうでいろいろと講座をやっていただくに当たって、令和2年度については、本当に感染症対策ということでほとんどできない状況になっていました。

令和3年度になりまして、市の方針もございまして、活動を止めないためにはある程度事業を継続していくしかないということが言われました。生涯学習課からも、本当に各センターの職員が少ない人数で、現場の対応もしながら、感染症の対策ということで消毒もしつつ、講座も行うということで、非常に大変な状況の中ではあったのですが、緊急事態宣言が出て、まん延防止等重点措置が出て、講座のほうはなるべく開催してほしいということでお願いをしておりました。

ただ、感染症対策を講じてもできない講座等もあったと思いますので、それは中止せざるを得ないということは、しょうがないと思います。今、各センターからお話があったとおり、講座を開催すればほぼ埋まってしまうという状況が、ほぼ1年間続いているという報告は、センター長会議のほうでも受けております。

市民の方々が、コロナで疲労感が溜まっていて、人と人とのつながりを非常に求めているということが、この1年、本当に痛感しているところでもあります。令和4年度につきましても、原則として講座のほうは引き続き開催していただきながら、どうしても中止せざるを得ないというものはしょうがないということで、来年度も市としてお願いしているところです。

以上です。

(委員長)

ありがとうございます。今の点は大変重要だと思います。今後の委員会の進め方としましても、私たちがサークルや教育関係団体等の支援をどういうふうにしていくかというところを考える点では、やはり地域の方々のニーズがあるということです。

あとは、不安に思っている方もいるけれども、講座は大丈夫だったよというようなつながりで、市民の人たちも安心しながら、何かに出ていきたいと思うような気持ちを推進していけるというのも、大変重要なことだと思います。貴重な御意見をありがとうございました。

委員、いかがですか。

(委員)

先ほどどなたかがお話ししていましたが、非常に講座が多いというふうにびっくりされたのではないかと思うのですけれども。これを見ると、皆さんが情報をどういう形で発信していますかという項目を書かれている方が幾つかあって、広報しろいと書いてあります。

広報しろいと、あとは会館に貼ってありますということだと思っ
たと思うのですが、広報しろいには、募集の場合は1回しか載せられ
ません。ただ、こういうイベントについては、何回でも載せられま
すというふうにいっているのですが、5月にこのイベントをやりたい
というものについて、何回も出すことは結局できないのです。

だから、結局イベントについても1回ぐらいしか出せないの
で、先ほどどなたかもおっしゃっていたけれども、情報がい
っぱいないと駄目だと思っ
たと思うのです。今日、隣の家から私の家に回覧が回って
きました。見ると、小学校や中学校の今年の行事とか一
覧というものが回ってきていました。

そんな形で、一覧表か何かで、例えば5月には赤ちゃん
の講座が〇〇会館でやっています、成人向けではこんな
ことを〇〇会館でやっています、6月になったら、また1
枚というような形のもを、広報しろいの中に入れてよ
うにすればと思っ
た。また、先ほど一部、非常に人気がある講座はい
っぱいになると言っ
ていましたが、やっている人は、ほとんど特定の人ば
かりだと思っ
たのです。

前回もお話したように、孤立して、動こうと思っ
ても動けない人たちをピックアップしないといけ
ないことを、もっと考えてもらいた
いです。参加していない人を呼び込む
手段をいっ
ぱいつくらないとなら
ないのです。お金をかけなく
てもできると思っ
たので、それをお願いした
と思っ
た。

以上です。

(委員長)

事務局からございますか。

(事務局)

ありがとうございます。おっしゃって
いただいたとおり、いろいろな方法
で周知をしていくこととい
うのは重要だと思っ
たので、今の委員の意見を参考
に、各センターも新たな周知
方法について考えていただき
たいと思っ
た。上半期と下半期に分けて
の各センターの講座とい
うものをまとめたものを、
生涯学習ガイドとして作成
してありますので、次の
生涯学習推進委員会
のときには、その上半期分
を皆さんにお示しでき
ると思っ
た。そちらも参考
にいただきながら、こ
ういう周知も
行っているとい
うのを改めて
皆さんにも共有
させたいと思っ
た。

以上です。

(委員長)

ありがとうございます。では、よろ
しいでしょうか。今の話にもつ
ながるところはあ
ると思っ
たけれども、次の第3の議
題のほうに進め
させたいと思っ
た。次に議題3、社会教育
関係団体及びサークル・
団体への支援 ア 社会教育
関係団体の認定要件
の見直しと
コロナ禍の捉え方
について、事務局より
説明をお願い
します。

(事務局)

それでは、社会教育関係団体及びサークル・団体への支援 ア 社会教育関係団体の認定要件の見直しとコロナ禍の捉え方について事務局より説明いたします。

認定要件の見直しについては補足資料のカタカナのアで始まる資料に詳細が記載されておりますが、今回はその中から要点を抜き出してお話をさせていただきます

まず初めに、平成30年度までの認定要件を見ていきたいと思っております。要件は5つとなっており、社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。役員が選出されていること自己財源を有し、かつ、団体の運営が確実になされていること。事務所を市内に有し、かつ、主たる活動の場所が市内であること。社会奉仕活動等を行っていること。このすべてを満たしている団体を社会教育関係団体として認定しておりました。

しかし、当時の要件については次の課題を抱えておりました。社会教育関係団体の認定制度が形骸化している、社会奉仕活動について明確性が無い、市民活動や福祉的な活動が主たる目的の団体も認定できる要件となっているなど、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としている団体を応援する要件になっておりませんでした。こういった課題を解決するために、認定要件の改善が必要とされていたことに加え、平成31年度に、市で統一した減免基準が制定されたことに併せて、施設利用料金の半額減免を受けられる社会教育関係団体の認定要件も変更いたしました。

こういった背景から見直された認定要件が5ページの左半分になります。要件の明確化や具体的な数の線引き等を行ったことで、要件は5つから11まで増えました。主な変更箇所としては、旧要件の社会奉仕活動という表現から、社会教育活動と明記したことで、本制度で応援したい団体を明確にしました。次に社会教育に関する事業を主たる目的とする線引きとして、計画及び実績の半分以上の活動を求めることとしました。また、公序良俗に反する団体を認定しないことを明記しました。

平成31年度以降の要件となってから3年が経とうとしておりますが、本要件の運用において次の課題が挙がっています。前会議で皆さんからご指摘をいただいたように、認定要件が増え、難しくなったように感じてしまう、変更後の認定要件に対する行政の説明が足りないといった意見をいただき、なによりも認定を受けるのが難しくなったというイメージが先行してしまい、社会教育関係団体の申請やめてしまう団体が増えているのが現状です。確かに、要件を説明する場となる社会教育関係団体の説明会の開催は、平成30年度末のみしか行えず、以降は新型コロナウイルスの感染拡大により中止となってしまう。そこで課題解決のための第一歩として、まずは説明会の開催から再開させていただきたいと考えております。ここでは社会教育関係団体の認定要件の流れを説明させていただきたいと考えておりますので、説明会の具体的な説明についてはこの後のイ 包括的な支援策で改めて共有させていただきますのでご承知おき下さい。

以上のような経緯を経て、現在の認定要件に基づき社会教育関係団体の認定をしているところですが、新型コロナウイルスの感染拡大は長期化が見込まれ、サークルや団体の活動も施設都合による活動制限や、各団体の考えの中で縮小せざるを得なくなっているところです。そのような状況下でもサークル・団体の中で「コロナ禍でもできる社会教育活動」について考え、実施してくれている団体があるとしたら、そういった団体こそ、本制度で応援すべきではないかと考えています。そのため、来年度の社会教育関係団体の認定要件のとらえ方について事務局の考えをお聞きいただき、ご意見いただければと思います。

コロナ禍において、活動が制限され、一番ネックになってくる要件というのが、認定要件の「(9) 事業の計画及び実績の半分以上が社会教育に関する事業であること」だと考えておりますので、令和4年度に限っては、この点を少し緩やかにさせていただき、あくまで、こういった状況下でも社会教育活動を行おうという意思があるのかという点に重きを置いて判断したいと思っております。そのため、令和3年度の実績や、令和4年度の計画において半数が社会教育活動に届いていなかったとしても、計画通りの活動をするを条件に、認定をさせていただきたいと考えております。そして、この条件で認定された団体は1年後の実績報告書の内容を考慮して2年目、3年目の認定をどうするか改めて考えるようにしたいと、事務局としては考えております。委員の皆様には令和4年度の認定に関する事務局の考えについてご意見、またもう少し工夫できることなど教えていただけますと幸いです。以上で「ア社会教育関係団体の認定要件の見直しとコロナ禍のとらえ方について」の説明を終わります。

(委員長)

事務局、ありがとうございます。では、まずはアのほうですね。社会関係団体の認定要件の見直しとコロナ禍の捉え方についての点につきまして、委員の皆様から御意見や御質問等はございますでしょうか。

特に、このスライドの最後の部分については、ぜひ皆様のほうからも意見を頂ければと思います。

(委員)

質問です。御説明にもあり、確認なのですが、これは4年度のための暫定措置だということですね。

それと、中身の話ですけれども、積極的に社会教育活動を行う意思があるかどうかを重視すると書いてありますが、ここは具体的に、例えば、認定要件の11項目の中でどれを重点に考えるの等とすると、分かりやすいような気がします。

以上です。

(事務局)

ありがとうございます。まず1点目の、これを適用するとしたら令和4年度のみなので

すかというところで、今回、御提示させていただいたのは、令和4年度のみということで提示をさせていただきました。

今後のコロナがどうなっていくかによって、また5年度以降はどうしていこうかというのは、皆さんと一緒に考えていきたいと考えております。そして、事務局が提示させていただいた令和4年度の数値というものを重視しないのであれば、どういうところをもって判断していくのかという点については、やはり見られるのは事業計画の中で令和4年度の社会教育活動について、この取組をやっていく上で、私たちはこういう考えで社会教育活動をしていきたいから、この計画を立てていますというような数値ではないのですけれども、社会教育活動をしたいというところを、例えば計画であるとかから読み取れたらというところで今は考えてはいるのですけれども、具体的数値については。

(委員長)

数値ではないです。ABCとかランクとかが見えて、これまで書けていればとか、これだけ書けていればというような基準がないので、審査する側が困るのではないかと思います。

(事務局)

今、委員が数値ではなく、どういった具体例がということがあると思うのですが、まず、認定の要件の第1番目に、今回、事務局から説明もありましたとおり、社会教育活動を行う意思を表明し、自立的組織として確立しているということを、こちらのほうが今回大きく変わったところの一つですということがあります。

団体さんとして社会教育活動を行う意思を表明しているということが、規約で読み取れることが第一の条件かというところがまず来ますけれども、その社会教育活動を行う意思というのがどういったことかというのは、事業計画の中に、それぞれ各団体さんの中で表れてくるものだと思うので、この団体の具体的例がこうだというのは、今、実際審査をしている中でも、正直な話、出てきているものではない。その規約の社会教育的活動の意思というところから、うちのほうは各事業計画を読み取っているような状況に今はなっているのは事実です。

ただ、ある程度具体的なイメージを持っていないとというふうになってきますと、これが適切な一例かどうかというのはあれなのですが、社会教育的活動として、自分たちが日ごろ活動の中で定期的に学んでいることを還元するような行為があるかどうかというところが、一つ例としては挙げられるかとは思っております。

団体さんの意思というのがなかなか見えない中で、うちのほうも審査をしていくような形になっていきますので、うちのほうで今のところ具体的なイメージというのは捉えきれないというのが実情です。

以上です。

(委員長)

委員、お願いします。

(委員)

前も言ったのですが、結局、審査とかが難しくなっていて話が理解しにくいところの本質というのは、社会教育活動って何という定義が、お互いに明確な意思疎通が図れていないと、審査するほうもされるほうも疑心暗鬼なところなのです。

この1点だと思うのです、それって何ということ。もう、その言葉ありきで全部規定ができていますので、その根源となるところの定義がないので、そこがいつも出す方も不安だし、審査するほうも不安だし、審査された結果を見るほうも、「えっ」となりやすいかと、その点だと思っています。その点の何かあれば。

(事務局)

ありがとうございます。補足資料のイの②、社会教育関係団体届け出のしおりというものがあつたのですけれども、そちらのほうを御準備いただければと思います。これの最初のページの「はじめに」のところに、社会教育とはということが書かれておりました。まず、一番最初は堅い文言で、生涯学習のうち、学校教育に含まれない全ての学習活動ということで、ここは辞書からそのまま引っ張ってきたような文言を使われているのですけれども、波線を引いてある部分のところで白井市としては捉えておりました。各団体さんが持っているスキルであつたり、知識であつたりというものを、事業を行う、取組を行うことで市民に対して還元していくという活動というものを社会教育と捉えております。例えば、ダンス団体さんであつたりすると、ダンスというものを通して健康になるということが分かった。だから、市民に対してのダンス練習会の中で、そういったダンスに付随して、実はこれって健康につながるんだよ、認知症につながるんだよということを伝える機会を設けたいというような話が以前ありましたので、そういうものは、まさに社会教育活動なのではないかと白井市としては捉えております。ほかにも、文化の団体さんであっても、ただ文化・芸術を伝えることプラスアルファでそこから派生する何か、学習といったら変なのですが、市民のためになるようなことを付随して伝えられる機会が社会教育なのではないかと捉えております。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。恐らく、この文章の事業計画のねらいであるとか、我々はこのものをねらいとしているとか、意義とか、どのように還元していくのかとか、どのようにこの地域に貢献していくのかというところが、しっかりと明記されるような、逆にこういうふうなところが書かれているといいですよという、これはイにつながるほうだと思うのですが、これは支援するほうですね。

これから申請しようとしている人たちへの説明会ですとか、書き方ではないですけれども、そういうところで、きっと事務局のほうからも、そういう市民への働きかけという

のも必要になってくるのではないかというふうに改めて思いました。委員、お願いいたします。

(委員)

補助金とか人数なんかを見ますと、かなり大規模ですね。構成人数も多いし、内容も大規模で、今言ったようなちょっとしたサークルの方が、そういう意思を持って団体に入りたいというようなことができるのでしょうか。ここに掲げているのは大きすぎて、その場に足を踏み入れないという、躊躇する団体もいるのではないのでしょうか。市としては、そういう小さな団体さんから声を掛けてほしいという気持ちがあって、それを認定したいという気持ちはあるのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。同じ文言の団体のくくりになるので、分かりづらくなってしまっている部分はあるのですが、最初の補助金の交付について審議をさせていただいた社会教育関係団体というものは、既に市のほうで、この人たちは社会教育関係団体だと認めている団体になります。

そして、生涯学習推進委員のほうで認定を行っていく社会教育関係団体というものは、それとは別ではないのですが、生涯学習推進委員が認定している団体としての枠になっています。

例えば、ほかの体協さんとか文団協さんというのは、もともと社会教育関係団体というくくりに入っています。そのくくりの中に、生涯学習課が認定する団体というのも項目の一つであって、その中で認定をする団体というのが、今取り上げさせていただいているテーマになります。

同じ文言なのでちょっとややこしくなってしまうのですが、少人数といたら変ですが、5名以上でセンター登録をされていて、市内で活動をされている団体であれば、社会教育関係団体として認定したい、そういう団体を増やしていきたいということを私たちは考えております。

以上です。

(委員長)

委員、よろしいですか。

(委員)

分かりました。

(委員長)

では、委員、お願いします。

(委員)

私は、社会教育認定団体をやっている団体にも入っていますし、そうではない団体にも入っています。ですが、私はいろいろなところから差別ではないのですが、社会認定団体

に入っているから、あなたはこうですよということは何もないです。

何年間か社会認定団体をずっと受けていますけれども、ないです。我々は趣味の世界からスタートしていった、奉仕ではないけれども、趣味の世界を多少なりとも還元してみようということでスタートした部分が一部あると思います。

それを見て、市なり何なりの方が、あなたたちは社会認定団体ですよというふうに評価をしてくれたのです。今回もらった書類もそうなのですが、社会認定団体とはということが膨大に書かれているのですけれども、入っている社会認定団体にはこういうことがありますというのが、施設を利用するときには2分の1になりますというだけなのです。

もし、本当に社会認定団体という形で、ここまでのことをいろいろ検討してするのであれば、外から見た団体が、あそこは社会認定団体なんだというふうにはっきりと分かるような形をある程度してあげないといけないと思います。

なった団体については、年に1回ではないかもしれませんが、状況において、あなたたちは、こういうことで社会に我々ができなかったことをやってくれましたということで感謝状を出すとか、何かをしないといけないと思います。

認定団体について、今まで煩雑だったから分からなくなっていた部分なりをクリアにしましたと言っているけれども、本当にクリアになっているのかということであれば、逆に団体が見て、あそこはそうでしょうというふうに納得するふうに、その団体を位置づけるというふうにしていかないと。

前回も話があったと思うのですが、なぜうちは団体にならないのですかというような話がどなたかあったと思うのですが、そういうふうな形ではなく、あそこの団体はこういうことをしていますという一言だけで、社会認定団体だと分かるぐらいの形にしないと、皆様に論議していただいて、ここは社会認定団体かどうかということの賛否を取りましょうという話では、全然クリアになっていないという状況だと思います。

以上です。

(事務局)

ありがとうございます。まさに、これがイのほうでお伺いさせていただきたかったことにつながってくるかと思います。社会教育関係団体に対する、なった場合のメリットというところの提供であったり、認定要件をすぐに変えるというのは難しいところなので、その説明の仕方であったり、そういうところをイのほうでも考えていきたいと思います。委員、ありがとうございました。

(委員長)

それでは、時間もございますし、イとの絡みもかなりあるかと思うので、先に、イのほうの包括的な支援策について御説明をいただきながら、委員の皆様には御意見や御質問を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それではイ 包括的な支援策について説明させていただきます。

前回の委員会において、市の社会教育の発展に必要なこと、また社会教育関係団体の増加のためには、一つだけの支援策ではカバーしきれないと再確認させていただきました。いただいた意見を受けて、今季の委員会において、包括的にできる支援策として既に動いているものや、これから行うものなどを紹介させていただきます。本題に入る前に、前回の委員会でいただいたご意見を集約し、今期の委員会の目標、テーマを出させていただきました。そちらからご紹介させていただきます。

「既存サークル・団体の活動継続のための支援を行いつつ、社会教育関係団体の増加をはかる」こちらのテーマは、既に活動している団体の活動支援のみでも社会教育的広がりにはつながらないし、社会教育関係団体の増加を目指そうとすると必然的に既存団体への支援も必要になってくるといったように、一般のサークル・団体と社会教育関係団体と線引きすることなく、包括的な支援を行っていくことで、それらの活動が市の社会教育・生涯学習の推進につながってほしいという意味合いを込めて、今期の生涯学習推進委員のテーマにしたいと考えております。このテーマを念頭に置きながら包括的な支援策をお聞きいただけたらと思います。

ここからは、皆さんにいただいた貴重な意見から、既に動き出したものや、開催を控えているものまで4つの支援策を展開しましたので、報告をさせていただきます。

一つ目はサークル・団体情報の提供です。方法としてはセンター・プラザを利用する団体の内、紹介可能な団体の情報を集約し、市HP等での周知を行ういます。補足資料イー①を一緒にご覧ください。各センター職員の集まる機会に事務局から提案させていただいて、市民からよく問い合わせのある項目について取捨選択を行い、ただいま、センター利用団体へ配布しているものになります。今後情報を集約し、一覧化したものを市HPや各センターの窓口で配布する予定となっております。期待する効果は新しい人員を欲しがっている団体への支援となることで既存団体の活動継続・拡充をはかれること、やりたいことをやる場所を探している市民へ情報提供できることで、市民の地域活動の活性化をはかれることがあります。

二つ目は市HPにおけるセンターSNS及びYouTubeチャンネルの周知です。市HPの各センター施設紹介ページにおいて、各指定管理者が行っている情報提供ツールのリンクを貼りました。期待する効果としては、利用者が市HPをより使いやすくなることと、情報提供ツールの認知度が上がることにより、窓口に行かなくても情報収集できる市民が増え、センターにとっては、より多くの人へ情報を届けることができるようになるのではと考えております。

三つ目は、社会教育関係団体認定要件等の周知です。こちらは先ほど紹介した社会教育関係団体の説明会の開催を行うことです。広報や各センターへのポスターの配布等によ

り周知させていただき、3月18日（金）19日（土）の2日間で説明会をさせていただきたいと考えております。補足資料イ②はその際に使用する資料となっており、コロナ禍の説明会のため省略しながらにはなりますが、これをもとに説明させていただきます。期待する効果としては、参加していただいた団体へは、説明だけで終わることなく、窓口において個別のフォローができるということもお伝えし、団体のモチベーションの維持、増加を図りたいと考えております。

最後に認定されなかった団体のフォローです。認定されなかった団体に対して、不認定通知の中で不認定となった項目の通知だけではなく、不明な点は職員より説明し、今後の活動について相談に乗る旨を記載します。少し文言がわかりにくいと思いますので、補足資料イ③④を一緒にご覧ください。今までも補足資料イ③の資料の不認定通知の中で、備考欄でどの項目が満たせていなかったのか記載をさせていただいておりましたが、来年度は通知文の中で補足資料イ④の下5行の案のように団体のモチベーションが保てるように個別の相談に乗る旨、また、来年には説明会がある旨を記載させていただきたいと考えています。期待する効果としては、社会教育関係団体を目指す団体のモチベーションの維持や、社会教育に関する知識、意識の醸成をはかる事です。16ページからは事前配布資料にはないものとなりますのでその点ご承知おきいただきながらお聞きください。支援策①、②をすることで、何かをしたい市民と団体をつなぐことができるということを視覚化してみました。17ページでは支援策③、④をすることで、団体に社会教育に関する知識を醸成させ、社会教育関係団体の増加につながることを図示しています。そして18ページでは、認定制度により、より活発な活動が可能となった社会教育関係団体が、地域に対して学びの還元を行うことで、何か始めたい市民の掘り起こしができるのではないかと図示しています。市の社会教育の活性化のためには、それぞれへのアプローチだけでは、それぞれの効果しか生み出せないことを前会議の皆さんの意見で気づくことができたので、今回、包括的に今できることから動き始めているというところです。これから、生涯学習推進委員の皆さまには課題の共有をし、取組に対するご意見をいただくという形でご協力いただき、それぞれの支援策をより効果的なものにしたり、新しい支援策を取り入れながら、社会教育という側面から地域を活性化させていければと考えています。そして、生涯学習推進委員の皆様には、この過程や、支援策そのものについて課題共有し、より効率的な進め方や、新しい支援策なども行っていきたいと考えております。少し長期的で希望的な話をすると、社会教育関係団体がより成熟し、市民への絶え間ない社会教育が提供されることで、市民、団体、社会教育関係団体のサイクルが安定し、行政支援の必要が少なくなり、持続可能な社会教育活動へと繋がっていったらとても理想的だなと考えています。

ここで最後に改めて生涯学習推進委員のテーマに戻ってみます。

生涯学習推進委員においては、支援策の手段や経過について、より効果的な支援を行う

ための助言や、新規支援策の提案等を行っていただき、「既存サークル・団体の活動継続のための支援を行いつつ、社会教育関係団体の増加をはかる」ことを目指したいと思いますので今後とも協力いただければと思います。以上でイ包括的な支援策について説明を終わります。

(委員長)

事務局、ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして御意見、御質問等がございますでしょうか。

委員、お願いします。

(委員)

やる気のある団体がそのモチベーションを低下させないために、相談会とか説明会をやるとおっしゃっていたのですけれども、具体的に個別の相談を受けるとおっしゃいましたけれども、どういうふうにするのでしょうか。

例えば、私的には、報告書だけを見て、やっているのではなく、実際どんな活動をしているのだろうかとか現場を見ていただいて、そこで、口出しはしないんだけど、困っている点や改善点する点を教えていただけたら、そのサークルはさらに活発になっていくのではないかと思うので、具体的な相談というのをはっきり示していただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。現在も、窓口相談にいらっしゃる団体というものは何団体かいるので、その中では、しっかりとその団体がやっている活動というものをヒアリングして、そこからどういう社会教育活動というものができるのかというのを一緒に考えるということをやっております。

そういった機会があるということを知らせていただいてより広めていき、窓口に来ていただいて相談の中で、例えば活動を見ないと分からないというところがありましたら、もちろんこちらから出向くことも可能ですし、団体によっては、来てほしくないところも中にはいるかもしれないので、そこは団体さんのニーズに合わせてながら相談に乗っていただけると考えております。

(委員)

分かりました。

それと、認定は3年ですね、3年の間に何の相談もないとか、そういう団体さんはどうするのでしょうか。それも今言ったように、口出しはしないけれども、見守るというかたちで何らかをやらないと、3年経ってから認定を受けられないとなると、本当にかわいそうな気がしますので、3年間のフォローというか育てるというか、そういうところをやっていただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。まず、認定を受けた団体に関しては、毎年報告書と計画書の提出をお願いして、監視などは全然ないのですが、しっかりやっているな、またはこんなことをしたほうがいいのではないかというのは、その中で助言をさせていただきたいと考えております。

また、認定を受けられなかった団体に関しては、毎年申し込みはできるものになっておりますので、ここが駄目なら、次は3年後になってしまうというのではないので、1年の中で個別の説明、または説明会を通して、来年度また申し込みをしていただけるように、こちらから取組を行っていければと考えております。

(委員)

分かりました。よろしくをお願いします。

(委員長)

委員、ありがとうございます。委員、お願いいたします。

(委員)

先ほどの定義と一致するのですが、そういった支援なりフォローというところで、結局、地域社会に関連していくということが要件ですよね。では、その還元の場所って何というような、例えば、公民館まつりもそうでしょうし、講座の講師とか、そういったところも還元の場になると思うのです。

そういったところの表現を、生涯学習課のほうでこういったところに出ればいいのか、こういった定義づけのところと一体化しながら、できれば一覧表みたいなのがあればいいと思うのです。

そういったところを例示としてどんどん挙げていくと、フォローなり、各団体も分かりやすく活動ができて、社会教育団体というのが自分たちも定義として分かりますし、公民館のほうも定義づけとして受け皿となっただけかといったところの辺の調整なり、リスト化のようなものを検討いただければとありがたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。今、委員がおっしゃっていただいたように、各団体の種別によって、そこでできる社会教育活動というものは変わってくると思いますので、こちらからもある程度は、こういうことをすることが社会教育なのですという具体的な事例というのは挙げられればと考えております。

また、各サークルさんにおいても、私たちの団体なら、こういう活動ができるという、僕らの発想の外にある新しい活動というものも考えていただいたりして、計画の中で挙げていただけたら、より広がりのある団体になるのではないかと思いますので、そういうものを団体にも期待させていただきながら、進めていきたいと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。

委員、お願いします。

(委員)

時間が来てしまったところで申し訳ないのですが、情報発信でセンター、SNS、Youtube、市のホームページ、そこから入っていきなさいということで、これはもつともだろうとは思いますが、情報を求める人が強い意志でやっていかないと、なかなか入っていけないのです。

先ほど、広報に折込を入れなさいというお話もいいなというふうに思うと同時に、各センターでの壁新聞みたいなもので、そこに行けば、こんなことをやっている、こんな団体があるというようなことが分かるというふうには思っています。感想ですので、お答えは結構です。

(事務局)

ありがとうございます。今、委員が各センターでの壁新聞ということでおっしゃっていたのですが、各センターのほうでは、毎月センター便りというのを作成しております。

ただ、その地区のところには配布等をしていて、これもまた一つの課題なのですが、ホームページ等には掲載しております。各センターのセンター便りというのを、どういうふうに地域に有効活用していくかというところも一つの課題かと思っております。貴重な御意見をありがとうございました。

(委員長)

委員、よろしいですか。

(委員)

時間が押しているところですが、二つ申し上げます。

一つは、質問なのですが、前期委員会（H30～R3）のフローチャートの検討課題③にウェイトしすぎていたので、それは検討課題①から③の全体でしょうという意見も出たと思うというのが1点です。

それと、令和3年から6年度の今期の委員会を、例えば第2期というほうが分かりやすいかという気がしました。

要件のほうの話に戻ります。要件の見直しというテーマになっていますが、平成4年度の暫定措置なので、こういう方針でいきたいという話ではないかと思って聞いておりました。

したがって、補足資料②で「認定に関する運用について」がいいのではと思います。

個人的には、当面の間、要件の運用を若干緩くして、少しずつでも活動を広げていていただいたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

(事務局)

ありがとうございます。まずは、第1期との関連性についてなのですが、前回の会議の中で皆さんに第1期の会議の流れを説明させていただいた後に、出た意見をまとめて一つのテーマとして掲げさせていただいたものが、今回のものになっております。

第1期のものを汲みながらも、今期であれば、こういうことを考えていきたいという各委員さんの意見を集約して作ったものになりますので、関連性はそういう意味ではあるというところではあります。

そして、表現の仕方として、第2期というのはありがたい御意見なので、確かにそちらのほうが皆さんも分かりやすいと、いちいち長くならないというところで参考にさせていただきます。

そして、見直しと捉え方についてというところで、私の説明がちょっと不足していた部分があるのですが、補足資料のアの三つについては、平成31年度時に認定要件を見直したときに使用させていただいた資料になります。

それとはプラスアルファで、令和4年度の運用についてという別添の資料というものは特になく、パワーポイントの1ページで私から提案をさせていただいたものになりますので、そこはちょっと食い違いがあったかもしれませんが、説明が不足しておりすみませんでした。

以上になります。

(委員長)

ありがとうございます。お時間ももう過ぎてしまっておりますけれども、最後に、議題(4)その他というものがございますが、委員の皆様から何か気になった点、その他等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はたくさんの議題と御意見、事業計画のほうの御報告等、本当にありがとうございました。

最後になりますが、事務局より事務連絡のほうはございますでしょうか。

(事務局)

それでは、最後に事務局より事務連絡をいたします。

来年度の話になりますが、先に決定しております事業について御連絡いたします。

まず、千葉県社会教育委員連絡協議会が主催する第57回千葉県社会教育振興大会が、千葉市で10月20日木曜日に開催予定となっております。

次は、印旛郡市の社会教育委員連絡協議会主催の印旛郡市社会教育振興大会が、四街道市で9月10日土曜日に開催予定となっております。

後日、きちんとした連絡をお送りさせていただきますので、予定として御承知おきいただければと思います。事務局からは以上になります。

(委員長)

ありがとうございます。

それでは、皆様、長時間お疲れさまでした。以上をもちまして、令和3年度第2回白井市生涯学習推進委員会会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

(事務局)

委員長、議事進行ありがとうございました。また委員の皆さま、長時間にわたりご審議ありがとうございました。

次回の会議ですが、5月に開催を予定しております。よろしく申し上げます。案内については、日程が決まり次第、ご郵送させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

●使用した資料

- ①令和4年度白井市社会教育関係団体補助金について
- ②公民館事業計画
- ③社会教育関係団体及びサークル・団体への支援について